

熱海市建設工事入札契約心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、工事材料の製造請負契約について、熱海市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第1条の2 指名競争入札に参加する旨の通知（入札執行について（通知））を受けた者が、入札を辞退しようとするときは、理由を記した「入札辞退届」（第1号様式）を、指名の通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) その他市長が適当と認める有価証券

2 前項各号に掲げる担保の価値は、時価の10分の8の額又は、額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額とする。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札)

第5条 入札書は、封印のうえ表面に「工事番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に、入札人の住所及び氏名（名称）を記載して提出しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第6条 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札辞退等により、指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 天災、地変その他やむを得ない理由が生じた場合又は入札参加者が連合し、不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることができる。

3 入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかつたものとする。この場合、その入札書は、開封しないで返却する。

（開札）

第8条 開札は、公告又は指名通知により示した日時及び場所において、関係職員3人以上列席のうえ、入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札の場所に出席しないときは、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会う。

（入札の無効）

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に関する条件に違反した入札

(2) 請負人の資格のない者又は入札参加願等の提出のない者の入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札に当たつて、談合その他不正の行為があつたと認められる者の入札

(5) 入札者又はその代理人が同一事項について、2以上の入札をした者の入札

(6) 入札書の入札金額その他必要な文字を訂正した場合において、その訂正印がない入札

(7) 入札金額その他必要な文字が確認し難い記載をした入札

(8) 入札保証金が熱海市財務規則第103条に規定する金額に満たない入札

(9) 入札書が指定日時までに到着しなかつた入札

（落札者の決定）

第10条 入札においては、予定価格内であつて最低の入札を行つた者が落札者となる。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めて、あらかじめ 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札をした者のうち、最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。

3 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に代わりにくじをひかせる。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、「辞退届」(第2号様式)を入札箱に投入しなければならない。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名、又は名称及び金額を、落札者ないときはその旨を、開札に立ち会つた入札者に口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書の取りかわしを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは当事者協議してこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書の取りかわしを行わなかつたときは、その落札は効力を失うものとする。

(契約書作成の省略)

第14条 契約書の作成を省略する場合は、請書をもつて契約書に代える。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の契約については、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(契約の保証)

第16条 請負人は、請負契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の工事に係る請負契約については、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(熱海市財務規則第170条第1項各号に掲げるものに限る。)の提供

(3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関(市長が確実と認めるものに限る。)の保証

(4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)以下同じ。)の保証(請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。)

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額(熱海市財務規則第170条第1項第1号から第4号までに掲げるものにあつては、時価の10分の8の額又は、額面金額の10分の8のいずれか低いほうの額)、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金の100分の10以上の額としなければならない。

3 第1項の規定により、請負人が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、請負人は保証の額の減額を請求することができる。

5 請負人は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては

当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(異議の申し立て)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第18条 この規程は、随意契約について、準用する。

附 則

この規程は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。